

No. 343

# 全仏

11/88

特集

## 第8回同和研修会



東京芝の増上寺会館で開かれた第8回同和研修会

全日本仏教会

# 第8回同和研修会開く

## 東京・芝の増上寺会館で



二十二日の全体会で熱心に聞き入るつめかけた参加者たち

200名  
参集

## 熱意あふれる研鑽

昭和六十三年度の同和研修会は、十月二十一、二の両日、東京芝の増上寺会館を会場に、各宗派・都道府県仏教会より関係者約二百人が出席して開催された。本年度第八回目を迎えた同和研修会だったが、初めて参加した人も多く、二つの基調講演の後、八つの分散会に分かれて、二日間に亘る、熱意あふれる研鑽を行った。

### 野口善雄全仏理 事長が開会の辞

〈開会式〉

二十一日の午後一時から会館講堂で開会式が行われた。

参加者全員による三婦依文唱和につき、本会の野口善雄理事長が開会の辞、吉井道樹「同宗連」議長、廣本徹隆増上寺執事長挨拶の後、本会同和委員会の蓮池瑞旭委員長がオリエンテーションを行って、開会式を終了した。

### 基調講演

〈基調講演A〉

午後一時三十分から、同じ講堂で九州産業大学教授で、部落解放基本法制定要求国民運動福岡県実行委員会事務局長の林力氏が、「解放を問われつつけて」という演題で基調講演を行った。

林氏は、大変に熱のこもった説得力ある語り口で、自らの体験を中心に、要旨次のような話をされた。



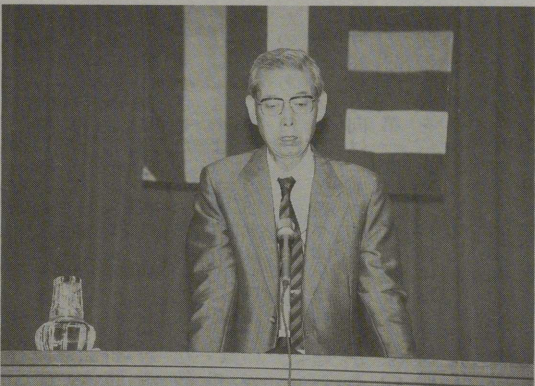
蓮池瑞旭同和委員長



吉井道樹同宗連議長



基調講演Aの林力氏



基調講演Bの柏原祐泉氏

# 解放を問われつづけて

九州産業大学教授 林 力氏

私は福岡県で、大変熱心な浄土真宗の門徒だった両親に育てられた。貧しい境遇だったが、常々「あそこ（同和地区）の人間とは違う」という形での差別教育を受けつづけた。そして、子供心にも不思議に思えたのは、同和地区のお寺は莊厳がとてもりつづで、しかもお説教を聴聞する人が多いということだった。そこには、当時なかなか口に出ることが出来なかった米俵が、山のように積んであつた。

戦後、小学校の教員となり、近くに同和地区がある地域へ赴任した。今から思うと、事実上の差別教師であつたが、一九五六年に起こった福岡市長選挙差別事件を契機として、同和教育運動にかかわるようになった。

同和教育運動を通して、私は自身が何も意識せずに行っていることが、「差別になっている」ことに気づかされるようになっていった。

若い頃の私は、自分なりに一生懸命やっております、良い教師だと思いがつていました。しかし現在、それが何という差別教育であつたか、痛恨の気持ちでいっぱいである。同和教育運動によって、お前のやつていることは、本当の教育なのか、と問い直されたわけである。

自ら差別しようとする教師はいないと思う。しかし自分の行動が、教育の現場で「差別になっている」事實は、日常的に山ほどあるのである。

教育現場での最大の差別は、黙殺の差別といえる。教師の目はどうしてもよく出来る子に向きがちである。同和地区の子供に対する態度は、「どんな良い事をしてもほめられもせず、どんな悪い事をしてもしかられもせず」という言葉が象徴している。

私の父は、私が小学校六年生の時にハンセン氏病で入院した。この病気に對する社会の偏見はまことに大きく、一度発病した人の社会復帰を全く不可能にしている。家族がこの病にかかると、必死にそれを隠すというのが一般的であろう。

幼い頃から浄土真宗のお寺で、いつも因縁話を聞かされてきた私は、父の発病を、前世の因縁として受けとめざるを得なかつた。しかし、部落解放運動にふれることよつて、部落に生まれたことを恥とせず、戦つておられる人々の姿にふれることよつて、なぜ私がハンセン氏病の父を持つ子であることを隠さねばならないのか、と言えるようになった。

こうした意識の変化は、私にとって決定的に大きな意味を持つ出来事であったと思われる。

まだまだ人権後進国である現代の日本

# 近代の部落差別と仏教

大谷大学名誉教授 柏原 祐泉氏

## 〈基調講演B〉

つづいて午後三時十五分から、大谷大学名誉教授の柏原祐泉氏が「近代の部落差別と仏教」をテーマに講演。

柏原氏は、①近代教団仏教の差別的体質、②近代資本主義社会と部落差別、③近代仏教の貴族主義、権威主義、④近代社会発展に癒着した仏教の状況、⑤部落差別への取り組みの五点を柱に、要旨次のように話された。

仏教の部落差別は、差別戒名の手引書『貞観政要格式目』や、真宗のいわゆる「覚如十三ヶ条」などに明らかかなように、少なくとも中世末期にはかなり露骨化し、ついで近世江戸時代の身分制社会の固定化にもない、そのかわりが決定的なものとなったとみられている。

近世の状況を、部落差別の実態に即していえば、基本的には身分制の固定化にもっとも大きな役割を果たした檀家制度の実施や、差別的な教化、差別戒（法）名・墓石・過去帳、差別的教説書などがあり、差別を温存、助長する教団体質に

において、宗教家の方々が果たすべき役割りは、まことに重いといえるのではないだろうか。

即していえば、古代以来の天皇制と結合した貴族主義、権威主義を指摘できるだろう。

近代の仏教は、以上のような江戸時代の仏教と部落差別との関係や自らの体質を、ほとんどそのまま継承し、さらに近代以後の部落差別の展開の過程で、その差別性を一層助長していった。

近代における部落差別は、明治初期からの資本主義の発展により、農村で発生する小作制の高率小作料や、大都市における工場の低賃金などの、沈めの役割を負って再生産され展開したが、このような近代社会の推進を支えたものは、明治維新以後、強引に復活された天皇制であったといえよう。

近代以後の仏教は、近世江戸時代の部落差別の諸実態、諸条件を踏襲するのみならず、さらに新たな差別的要素を加味し、強化していったといえよう。その著しいものは、まず復活する天皇制に再び接近を深め、あるいは寺格の再序列化などによって、近代における教団の貴族主

義、権威主義を再強化したことである。

さらには、維新の廃仏毀釈以後、真宗における真俗二諦の相依相資論が急速に普遍化されたように、世俗的近代社会の発展に同調し、その官僚主義や貴族対賤族の構造を是認し、それを納得させる説教を發展させたことである。近代の仏教教団は、このような教団展開に基づいて、明治以後の様々な差別事象を重ねていたのであった。

今日の仏教者、仏教者団が差別問題へ取り組む方向は、基本的に二つの面があると思う。第一には、自己のよって立つ教団の本義を、宗祖の精神に帰って再確認することである。それには、教団現状への安住から脱却して、宗祖以後の現状に至る諸々の変質過程を、意欲的に見定

めることが必要であろう。

次に、部落問題は歴史的、社会的な構造と心理的な意識から生み出されるものであるから、その具体的、科学的な認識、学習が重要であろう。部落差別の実態に対する認識は、単に宗教的、普遍的観念によるのみでは、不可能といふべきであろう。

これら両者は、もちろん同時に、有機的関係をもって、実施されるべきであろう。それによって、部落差別の反本義性、否宗教性の実態を見定め、解放への実践に尽力すると共に、自己の教団の差別的体質をえぐり出し、取り除くことによって、より本義に目覚めた宗教活動へ転ずる契機とすべきであろうと思う。

## 八つの会場で分散会

### 〈分散会〉

第一日目の分散会は、午後五時から会館内の八つの会場に分かれて実施された。今回の研修会では、各分散会の定員が十人前後と比較的少なかったことから、それぞれ活発な意見交換が行われた。

分散会は、出席者の自己紹介や基調講演に対する感想を述べることから始まり、「宗教者として信仰と社会の接点を考える」を主題に、①部落差別の実態を特に近代の歴史を通して学び、仏教者・仏教教団が差別を温存、助長してきた事実を

られる現在の社会的通念、宗教意識について、釈尊の教えに照らして、生活全体の中から自己の差別意識を問い直す、の二点を中心として、研鑽を進めた。

この日の分散会は、夕食をはさんで午後九時すぎまで行われた。

分散会終了後、各会の司会者、助言者、同和委員、事務局等で打合せ会が持たれ、第一日目を終了した。

二十二日、研修会は二日目に入り、朝のおつとめ、朝食の後、午前八時から分散会が再会された。

# 蓮池委員長の司会で全体会

〈全体会〉

二十二日午前十時から、蓮池委員長と

同和委員・伊東俊彦師の司会で、全体会が、講堂に会場を戻して始められた。



机を並べて熱心に討議する分散会の参加者たち

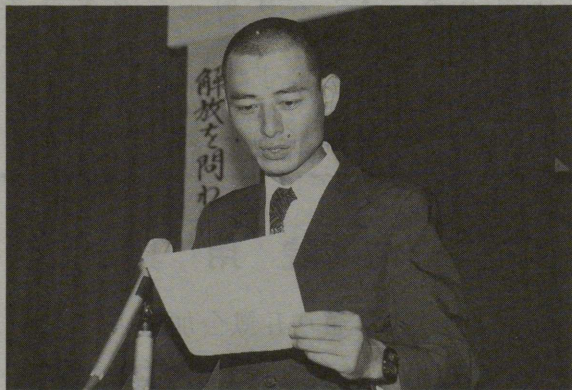
最初に各分散会での討議内容が、それぞれの担当から発表されたが、各分散会では、提起された問題は、次のように、きわめて多方面にわたっている

ることが、明らかとなった。  
※「結婚等にかかわる身元調査」「差別戒（法）名・墓石・過去帳」「僧階・寺格等の教団内部における差別構造」「因縁・業思想」「一般社会の差別用語」「天皇制」「経典等にみられる差別思想」「仏教界全体に現存する女性差別」「穢の感覚」「住職等の世襲制」「糾弾の意義」「僧侶の特権意識」「日常生活の中に習俗化した差別」「教団の社会に働きかけようとする意欲の欠如」「教団内部の関係者が温存している差別意識」「家制度、祖霊信仰、先祖供養と差別」「法要・儀礼に秘められた差別性」「日本人の人権感覚」「意識変革の方法」  
つづいて司会の伊東師が、分散会での討議内容を、①教団内部の問題―A組織



全体会をまとめる伊東俊彦師

面、B儀礼面、②業思想のあやまった理解、③天皇制、④身元調査、⑤宗祖の教えに帰る、⑥私たちの意識をどう変えていくか、の六点に整理して、全体を総括した。  
最後に、基調講演の講師を務めた林力氏と、柏原祐泉氏がまとめの助言を行い、全体会を終了した。  
この中で柏原氏は特に業の問題にふれ、次のように話された。  
「仏教は、無明の存在である私たちが、解脱・成仏していくところに本義がある。世俗社会は、無明、迷いの世界そのものといえる。そして自己の無明性を見定め、超えていくものとして宿業論が説かれているのであり、それは世俗での身分を説



各分散会の内容が報告された

明する道具では決してない。仏教者は仏法にかなうか否かで世俗を見かなうように行動していくべきであろう」

## 〈閉会式〉

午前十一時半、本会の白川良純事務総長が閉会の辞を述べ、二日間を互つた日程を全て終了した。

# 税制改正、自民党へ要望書

## 野口善雄理事長名で提出

税制改革へ向けて、国会審議が進む中で、本会は九月二十九日付で、左記の「要望書」を自由民主党政務調査会へ提出した。これは去る九月十三日の税務委員会で内容が検討され、野口善雄理事長名で出されたものである。

### 要望書

昭和六十四年度税制改正の審議にあたり、本会は左記の点を強く要望致します。

- (一) 公益法人の金融資産より生ずる果実に対する非課税制度の堅持
- (二) 公益法人の営む収益事業の範囲の縮小
- (三) 公益法人の営む収益事業に対する法人税率の引き下げ

### (理由)

宗教法人が本来、人心の安定をはかり、教育、文化、社会福祉、その他公益の増進に寄与することは、宗教が人間の心の救いの構造として存在する以上、当然の帰結でございます。

そのための財源として、戦後の農地解放等により経済的基盤を失った現在、金融資産収入に依る処大なるものがござい

ます。また、宗教法人法第六条をまつまでもなく、宗教法人が営む収益事業は、本来営利を目的としたものではなく、宗教活動を円滑ならしめるためのものでござい

ます。

しかるに、宗教法人への課税強化は、その活動を縮小させ、宗教のもたらず精神文化の高揚に著しい支障をきたすと共に、宗教そのものの存在すら危うくすることにのみならず、国家財政に協力すること、もとより、

# 各地で仏教徒大会

盛大に大阪、埼玉、長野

大阪、埼玉、長野の各府県で仏教徒大会が盛大に開催された。

第二十五回大阪府仏教徒大会は、去る九月二十九日「心の輪を広げよう」をテーマに南御堂大ホールにて約五百名の参加者により開催された。

鈴木龍珠大阪府仏教会長、本会事務総長らのあいさつの後、記念講演がおこなわれ、書家の榊莫山氏が「空海―書と人生をさぐる」、また綱干善教関西大学教授が「祇園精舎跡の発掘調査」という演題で講演した。

第十一回埼玉県佛徒大会は「現代に佛教を活かそう」をテーマに去る十月五日、蕨市の三学院極楽殿にて約三百名の

宗教法人として当然のことでございますが、「税制改正」の名のもとに、国家権力が憲法に保障されている「宗教の自由」、「政教分離」の原則を脅かすことを懸念するものであり、このような税制改正には、宗教者として絶対に容認できるものではないとさせていただきます。

宗教法人の特性及び歴史的慣習を十分斟酌され、ご審議下さいますようお願い申し上げます。

参加者を集めて開催された。

山本道隆埼玉県佛教会長の導師により法要が行われた後、本会社会部長、蕨市長の祝辞に続いて、花山勝友武蔵野女子大教授が「不思議な因縁」と題して記念講演。闊達で流暢な話術に会場は大いに盛り上がった。その後意見発表が行われ最後に大会宣言文が読みあげられ閉会となった。

第三十四回長野県仏教徒安曇野大会は、穂高町の穂高町民会館にて去る十月十六日「家庭の中に仏の教えを」のテーマのもと約三百名が参加して開催された。

古宇田亮宣長野県仏教会長（善光寺大勧進住職）の導師による法要に続いて、式典がおこなわれ、その後青山俊董老師（愛知県専門尼僧堂堂長）が「くいのない人生を」という題で記念講演。最後に大会宣言文が発表され、盛会のうちに閉会となった。

**寺院用具**

浅草通り五鳳会加盟店

**株式会社 浜田商店**

東京都台東区寿2-10-9 (地下鉄田原町駅前)

電話 代表(841) 4965

一九八九年版

**全仏手帳**

申込み受付中

全日本仏教会では、左記要領にて、「全仏手帳」を発行します。部数に限りがございますので、御注文は早め。

内容 三帙依文、四弘誓願、宗門聖日、加盟団体役員住所録その他

サイズ 9×14 cm

定価 六〇〇円(送料実費)

申込先 東京都港区芝公園四一七一 全日本仏教会

「全仏手帳係」宛

# 法律相談室

回答・全仏顧問弁護士

長谷川 正浩

〔質問〕今年の固定資産税と都市計画税は去年より少し安くなりました。私の寺も十数戸の方に宅地を貸しておりませんが、今まで地代は、固定資産税と都市計画税の二・七倍位で載っていました。安くなった今年の税金で計算しますと三倍を越えてしまいます。聞くところによりますと都市計画税が小規模住宅用地について二分の一になったので安くなったということですが、これは昭和六十五年までだということですか。それでも税金の三倍以上ということでは収益事業として申告する必要がありますか。

(東京都S住職)

〔回答〕御質問にあるとおり、今年度

から都条例が改正され、都内二十三区内の都市計画税は、住宅用地のうち二百平方メートル以下の小規模住宅用地について従来の税率の二分の一になりました。御承知のようにお寺が小規模住宅用に土地を貸している場合、固定資産税と都市計画税の三倍以下の地代を載いているときは、不動産貸付業に該当しません。ところが、今回の都条例の改正により、都市計画税が去年より安くなりましたので、地代をすえおくと三倍を越えるところも出てきました。これを越えないようにしようと思えば、地代の値下げをしなければなりません。

が下がったのにすえおきはけしからんとおしかりを蒙むということにもなりかねません。

ところで法人税基本通達一五一一―二一は低廉貸付の判定については、都市計画税が特別に減免されている場合であっても、その減免がされなかったとした場合におけるこれらの税額を基準にして三倍以下かどうかを判定する旨規定しています。問題は、今回の都条例の改正で減額された都市計画税は、右にいう特別な減免に該当するかどうかということですが、これに該当しないとすると、地代を値下げするにしても、

## 固定資産税と都市計画税

ませんが、減額措置は昭和六十五年までですから、昭和六十六年度に都市計画税が元に戻りますと地代を大幅に値上げする必要があります。地代の値下げは可能でも、大幅な値上げは不可能ですから、これを回避しようと思つと、今年から三ヶ年間だけは収益事業となることを覚悟して、地代をすえおき、収益事業として区分計算をしてその屈出をしなければならぬことになりす。この場合には面倒な区分計算、収益事業申告をするうえに大幅な減収になる反面、借地人からは、税金

すえおきにするにしても、前述のよう不都合がおきてきます。

ところで都市計画税が特別に減免されている場合にもその減免がされないかたとして判定するという基本通達の趣旨は「通常であれば低廉賃料に該当して非課税になるのに、たまたま税率が減免されたために低廉賃料に該当しないことになるというのでは、判定基準としては中立的でないし、また、この判定基準を定めた法人税法施行規則第四条の規定も、通常課されるべき固定資産税等の額を基準としてその

判定をすることを予定していると考えられる」と説明されています。

今回の都条例の改正は、異常な地価の高騰が評価に反映しないようにという措置と同一線上にあり、昭和六十五年度までの三年間に限ってとられる臨時のものということが出来ます。従って、今回の軽減税率は基本通達にいう特別に減免されている場合に該当といえます。ですから昨年と同じ税率一〇〇分の〇・三で計算して都市計画税と固定資産税の三倍以下の地代ならば収益事業にならないと考えて良いと思えます。

国税庁としても、唐突におきてきた問題のようで、統一した見解は未だないような気配です。

### 本誌の転載について

最近、加盟団体の機関紙誌等に、本誌の記事が転載されるケースが増えていす。特にこの「法律相談室」等、税務に関する記事の転載が多いようですが、本誌を転載する場合は、次のようにお願ひします。

- ① 本会社会部まで、転載する旨、ご連絡下さい。
- ② 筆者の了解を求めて下さい。
- ③ 転載されました記事については、各紙誌にその旨、明記下さい。
- ④ 転載紙誌を、本会社会部宛にお送り下さい。

# 本誌の「法律相談室」が本に

長谷川正浩先生の税務解説 来月刊行へ

本誌に毎号連載され、好評を博しております「法律相談室」が、一冊の本にまとめられることになりました。

去る昭和五十七年四月号から連載が始まり、六年半に亘って、寺院(宗教法人)をめぐる様々な法律・税務問題に対して、本会顧問弁護士の長谷川正浩先生に、懇切な回答をご執筆いただきましたこの「法律相談室」は、毎号、大きな反響をよんでいます。

ちょうど、各地で寺院に対する税務調査が、きびしさを増した時期と重なったため、このコーナーは各宗派や都道府県仏教会の機関誌等にもたびたび転載され、以前より、ぜひ本にまとめてほしいという要望が寄せられておりました。

このたび、社団法人・民法情報センターから刊行されることになった『寺院

運営の税務相談』は、本誌に執筆された「法律相談室」の他に、長谷川先生が、本会の「税務セミナー」で行った講演記録や、各種の資料等も加え、宗教法人の法律・税務一般に対する基礎知識をはじめ、税務当局の立ち入り調査への対処方法、質問検査権の解説、法人会計の具体的な運用方法等が平易なQ&Aでまとめられており、読み進むにつれ、誰でも今日の寺院が直面している諸々の問題が、理解できるような内容となっています。

国会で、税制抜本改革へ向けての審議が進む中で、宗教法人に対する税務当局の攻勢も、今後ますますきびしくなると予想されます。そうした意味からも、まもなく刊行予定(定価千八百円)の本書は、全ての寺院関係者にとって必読の書といえます。

## 『事務局録事』

—(十月)—

- 一日 小峰令丸師本葬参列
- 五日 埼玉県佛教徒大会出席
- 同日 同和正副委員長打合せ会
- 六日 ルンビニー復興委員会
- 九日 釧路念法寺落慶法要参列
- 十一日 日宗連理事會
- 宗教法人セミナー(鳥取)

十四日 局内会議

十六日 長野県仏教徒大会出席

十七日 同和委員会

二十一、二日 同和研修会

二十四日 真言宗豊山派新内局来訪

二十五日 WFB大会打合せ会

二十八日 真言宗御室派管長晋山式出席

三十一日 関東地区財務担当者会議

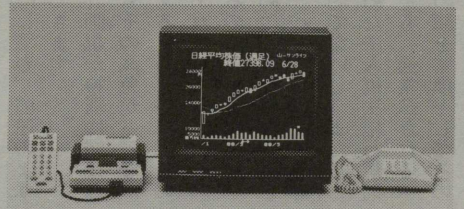
局内会議

ピピッと株式、  
ファミコンで。



### ファミコンで、リアルタイムの株式投資。

時価速報など、最新の株式情報がたちまちわかる。早朝、深夜でも株式の売買注文がピピッとできる。山一のサンライインF-III。わが家のファミコンが、こんなに役にたつとは。



## 山一のサンライ

## 山一証券

お申込みは最寄りの山一証券・本支店または下記の電話へ

「サンライン」専用お問合せ電話(通話料金無料)

☎ 局番なし 0120-001234

※平日/8:30~17:00  
※土曜(第2・3を除く)/8:30~12:00

〒104 東京都中央区八重洲2の4の1

☎(03)276-3181(代表)

詳しい資料をご希望の方は、右の資料請求券を裏面に貼って住所・氏名・電話番号・職業・年齢をご記入の上 〒103 東京・日本橋局区内 山一證券証券情報部宛ご請求ください。

資料請求券  
サンラインF-III  
全仏